

公 告 第 15 号
令 和 6 年 3 月 8 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁 航空装備研究所
管理部 会計課長 木村 浩一

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(平成31年4月1日)を熟知の上、参加されたい。なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期
研究施設の清掃役務(新島)	仕様書のとおり		防衛装備庁航空装備研究所新島支所	令和7年3月31日

説 明 会 なし。

3 入 札 ① 日 時 令和6年3月25日(月)14時00分
② 場 所 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

4 参 加 資 格 ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③ 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。
⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保 証 金 ① 入札保証金………免除
② 契約保証金………免除

7 入 札 の 無 効 ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

8 契 約 書 作 成 の 有 有

必 要 の 有 無
9 契 約 を し よ う と す る
基 本 契 約 条 項 等
役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
部分払に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 そ の 他	
① 郵便入札について	(1) 郵便入札の可否 可 (2) 郵便入札方法 書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日までに必着のこと。また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所分任支出負担行為担当官」とし、11⑩に記載の住所に送付すること。 (3) 郵送する書類等 (ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写) (イ) 入札書 (4) 封筒について 前項(2)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。 (5) 入札の回数 郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものとして取り扱う。 (6) 入札の無効 郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているものほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。 (7) その他留意事項 郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。
② 電子入札・開札システムの利用	本件は、政府電子調達(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。 《電子入札による入札書受領期間》 公告日から令和6年3月22日(金)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。 また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和6年3月22日(金)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。
③ 端数処理	入札書に記載された金額の110／100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。
④ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。	
⑤ 提出資料	(1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを、入札日の前日までに提出するものとする(FAX可)。 (2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和5年3月22日(金)17時15分までに提出するものとする。
⑥ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。	
⑦ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。	
⑧ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。 なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。	
⑨ 落札者が中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。	
⑩ 本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。	

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係
TEL 042-524-2411(内線)648 担当:玉那覇

防衛装備庁仕様書

1 / 8

品 件 名	研究施設の清掃業務（新島）	仕様書番号	3
		作成年月日	令和 6 年 2 月 19 日
		作成部課名	航空装備研究所新島支所

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空装備研究所新島支所における研究施設の清掃（以下「本業務」という。）について規定する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

1.2.1.1 法令等

新島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年条例第4号）

1.2.2 関連文書

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (4) 事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）

2 役務に関する要求

2.1 概要

本業務は、航空装備研究所新島支所における別図1及び別図2に示す場所の清掃を実施するものである。

2.2 役務の内容

各施設の清掃内容は、別紙1のとおりとする。なお、回数と役務時期について、年1回のものは6月、同2回のものは5月及び翌年2月を基準とし、官と調整のうえ計画するものとする。

2.3 役務実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、別紙1のとおりの間隔で本業務を実施するものとする。ただし、土日祝祭日及び年末年始（令和6年12月29日から令和7年1月3日まで）は行わないものとする。

2.4 提出書類

契約相手方は本業務の実施にあたり、表に示す書類を官と調整のうえ作成し、提出するものとする。

表 提出書類

番号	名 称	部数	提出時期	備 考
1	研究施設の清掃役務計画書及び確認書	1	契約後速やかに	様式は別紙2参照

3 検査

2. 2項及び2. 3項について、研究施設の清掃役務確認書及び目視にて実施する。

4 役務実施場所

航空装備研究所新島支所管理地区及び射場地区

5 責任事項

契約相手方の役務に起因する事故等が発生した場合、契約相手方の責任とし、官所有の器材及び施設等を損傷した場合には、契約相手方の責任において、原状に復するものとする。

6 発生材の処置

本役務で生じた発生材については、1. 2. 1. 1に基づき、官と調整のうえ廃棄するものとする。

7 その他の指示

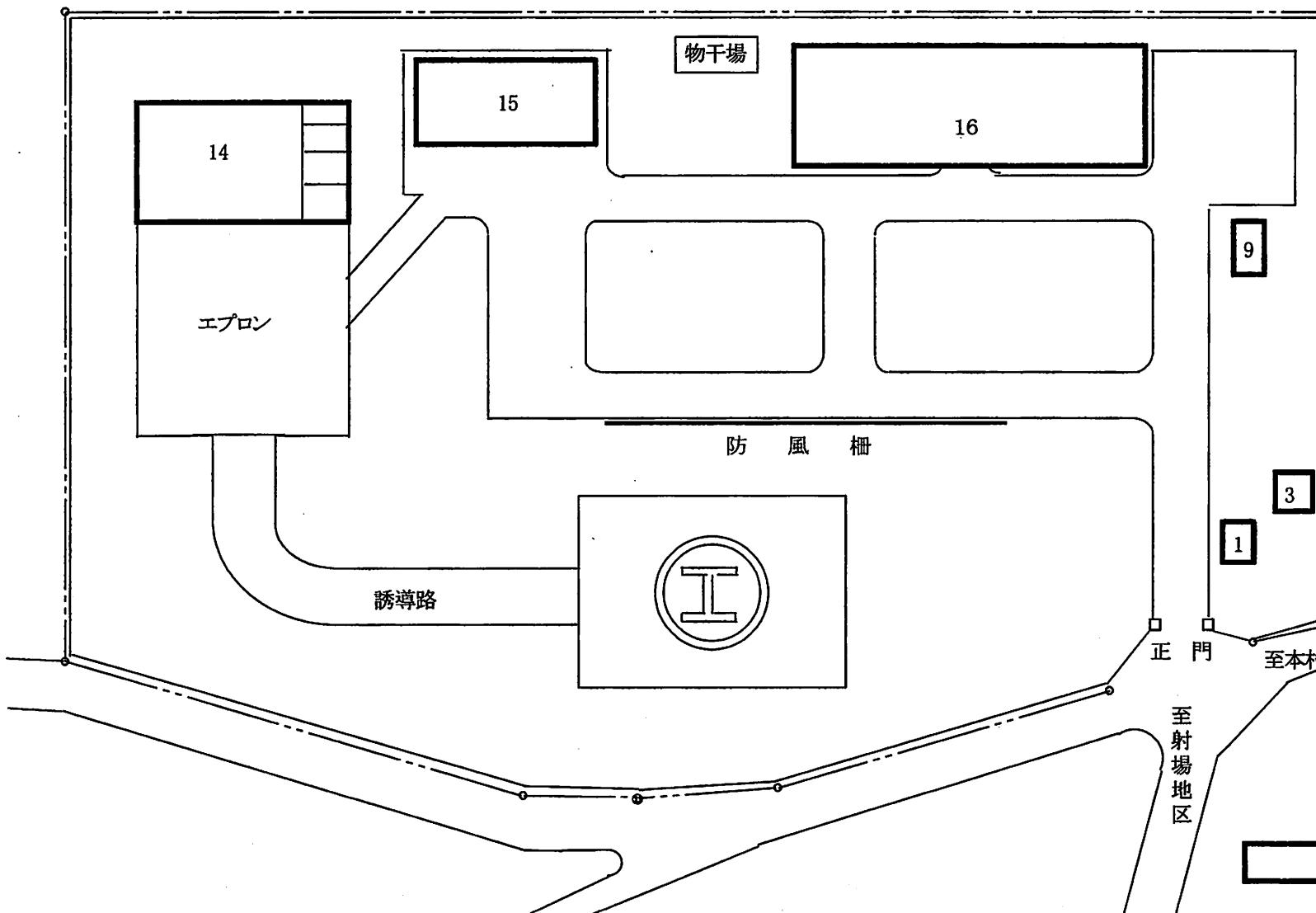
7.1 契約相手方は、清掃の用に供する電力及び水について、無償で支援を受けることができるものとする。

7.2 本役務に必要な、清掃用器具、資材、消耗品（トイレットペーパー及び石鹼水については、官が準備するものとする。）及び車両については、契約相手方が準備するものとする。

7.3 この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

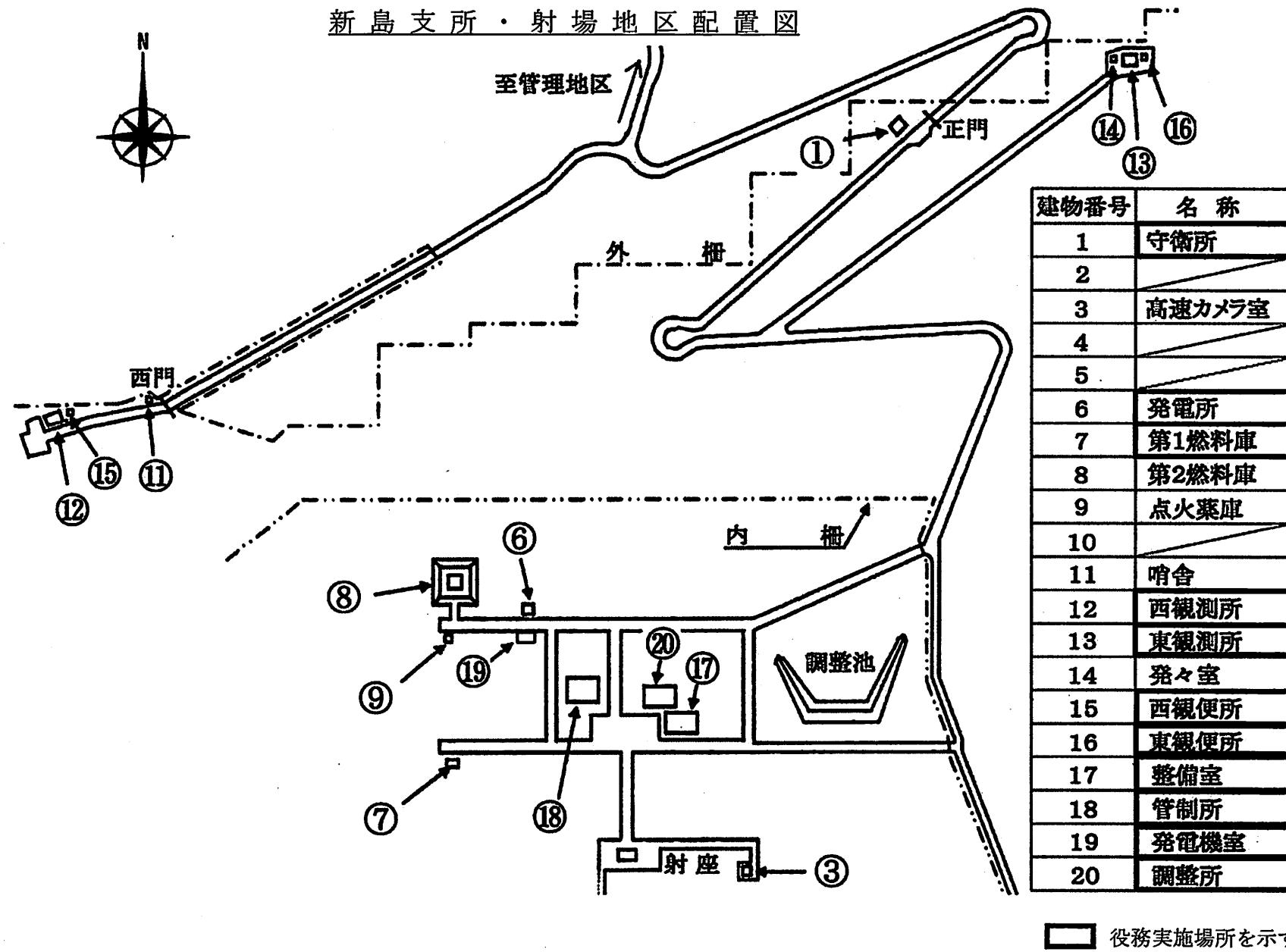


新島支所・管理地区配置図



建物番号	名 称
1	守衛所
3	ポンプ室
9	油脂庫
14	格納庫
15	車両格納庫
16	本部庁舎

新島支所・射場地区配置図



管理地区

建物番号	場所	数量・単位等	回数	清掃内容
1	守衛所	床面 32 m ² トイレ 大1個	1回／月	1 玄関外回り床面の箒はき等による清掃 2 床面の箒はき等及びモップ掛け等による清掃 3 便器、洗面台の水拭き、薬品による清掃
		窓ガラス(引違い) 6箇所 窓ガラス(片開き) 2箇所	2回／年	4 窓ガラス、サッシ部の清掃
3	ポンプ室	床面 19 m ²	2回／年	1 玄関外回り床面の箒はき等による清掃 2 床面の箒はき
		窓ガラス(引違い) 4箇所		3 窓ガラス、サッシ部の清掃
9	油脂庫	床面 38 m ²	2回／年	1 玄関外回り床面の箒はき等による清掃 2 床面の箒はき等による清掃
14	格納庫	床面 412 m ² 換気扇 4個 トイレ 大1小2個 鏡 2枚	2回／年	1 玄関外回り床面の箒はき等による清掃 2 床面の箒はき等及びモップ掛け等による清掃 3 換気扇等の清掃 4 便器、洗面台、鏡の水拭き、薬品による清掃
		窓ガラス(引違い) 15箇所		5 窓ガラス、サッシ部の清掃
15	車両格納庫	床面 316 m ²	2回／年	1 玄関外回り床面の箒はき等による清掃 2 床面の箒はき等及びモップ掛け等による清掃
		窓ガラス(引違い) 4箇所		3 窓ガラス、サッシ部の清掃
16	本部庁舎 ※毎日実施する箇所については時間指定(0730～0830)とする。 ただし、限定的な変更については、官との調整により実施することができるものとする。	床面 支所長室・事務室・会議室・ 給湯室・廊下 243 m ² トイレ 大2小2個 鏡 3枚	毎日 (土、日、祝祭日及び年末年始を除く)	1 玄関外回り床面の箒はき等による清掃 2 床面の箒はき等による清掃 3 便器、洗面台の水拭き、薬品による清掃 4 官が提供するトイレットペーパー及び石鹼水の補充 5 ゴミくずの処理、くずかごの清掃
		床面 更衣室・当直室 21 m ² シャワー室 15 m ²	1回／週	
		床面 物品庫・作業室・書庫・ 試験支援室・資料室 237 m ²	1回／月	※ 試験支援室については9月、10月、11月は除く
		廊下床面 107 m ²	1回／月	6 床面のワックスによる清掃
		窓ガラス(引違い) 26箇所		7 窓ガラス、サッシ部の清掃
		窓ガラス(両開き) 1箇所 換気扇 2個		8 換気扇の清掃

射場地区

建物番号	場所	数量・単位等	回数	清掃内容
1	守衛所	床面 29 m ² トイレ 大1個	1回／月	1 玄関外回り床面の掃き等による清掃 2 床面の掃き等による清掃 3 便器、洗面台の水拭き、薬品による清掃
		窓ガラス(引違い) 7箇所 窓ガラス(片開き) 1箇所	2回／年	4 窓ガラス、サッシ部の清掃
6	発電所	床面 35 m ²	1回／年	1 玄関外回り床面の掃き等による清掃 2 床面の掃き等による清掃
		窓ガラス(引違い) 4箇所		3 窓ガラス、サッシ部の清掃
7	第1燃料庫	床面 31 m ²	1回／年	1 玄関外回り床面の掃き等による清掃 2 床面の掃きによる清掃
		窓ガラス(引違い) 2箇所		3 窓ガラス、サッシ部の清掃
12, 15	西観測所、西観便所	床面 124 m ² 換気扇 3個 トイレ 小2大1個	1回／年	1 玄関外回り床面の掃き等による清掃 2 床面の掃き等及びモップ掛け等による清掃 3 換気扇の清掃 4 便器、洗面台の水拭き、薬品による清掃
		床面 118 m ²		5 床面をワックスによる清掃
		窓ガラス(引違い) 7箇所		6 窓ガラス、サッシ部の清掃
		床面 72 m ² 換気扇 2個 トイレ 小2大1個		1 玄関外回り床面の掃きによる清掃 2 床面の掃き及びモップ掛けによる清掃 3 換気扇の清掃 4 便器、洗面台の水拭き、薬品による清掃
		床面 64 m ²		5 床面をワックスによる清掃
		窓ガラス(引違い) 5箇所		6 窓ガラス、サッシ部の清掃
17	整備室	床面 408 m ² 換気扇 4個 トイレ 小2大1個 鏡 1個	1回／年	1 玄関外回り床面の掃きによる清掃 2 床面の掃き及びデッキブラシまたはモップによる清掃 3 換気扇の清掃 4 便器、洗面台、鏡の水拭き、薬品による清掃
		床面 72 m ²		5 床面をワックスによる清掃
		窓ガラス(引違い) 10箇所		6 窓ガラス、サッシ部の清掃
		床面 300 / 625 m ² 換気扇 6個 トイレ 小4大2個 鏡 2個		1 玄関外回り床面の掃きによる清掃 2 床面の掃き及びモップ掛けによる清掃 3 換気扇の清掃 4 便器、洗面台、鏡の水拭き、薬品による清掃
		床面 470 m ²		5 床面をワックスによる清掃
		窓ガラス(引違い) 21箇所		6 窓ガラス、サッシ部の清掃
19	発電機室	窓ガラス(引違い) 2箇所	1回／年	窓ガラス、サッシ部の清掃
20	調整所	床面 408 m ² 換気扇 4個 トイレ 小2大3個 鏡 2個	1回／年	1 玄関外回り床面の掃きによる清掃 2 床面の掃き等及びデッキブラシ等による清掃 3 換気扇の清掃 4 便器、洗面台、鏡の水拭き、薬品による清掃
		床面 49 m ²		5 床面をワックスによる清掃
		窓ガラス(引違い) 4箇所		6 窓ガラス、サッシ部の清掃

研究施設の清掃役務計画書及び確認書(例)

管理地区	年	月分	日付																																								
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
建物番号	場所	内容	回数																																								
1	守衛所	床面・トイレ 窓(8箇所)	月1回 年2回																																								
		検査官チェック																																									
3	ポンプ室	床面 窓(4箇所)	年2回 年2回																																								
		検査官チェック																																									
9	油脂庫	床面	年2回																																								
		検査官チェック																																									
14	格納庫	床面・換気扇・トイレ・鏡 窓(15箇所)	年2回 年2回																																								
		検査官チェック																																									
15	車両格納庫	床面 窓(4箇所)	年2回 年2回																																								
		検査官チェック																																									
16	本部庁舎	支所長室・事務室・会議室・給湯室・廊下(各床面)・トイレ 更衣室・当直室(各床面)・シャワー室 物品庫・作業室・倉庫・試験支援室・資料室(各床面) 廊下床面ワックス 窓(27箇所)・換気扇2	毎日 週1回 月1回 月1回 月1回																																								
		検査官チェック																																									
		検査官																																									

研究施設の清掃役務計画書及び確認書(例)

射場地区	年	月分	日付																																									
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										
建物番号	場所	内容	回数																																									
1	守衛所	床面・トイレ 窓(8箇所)	月1回 年2回																																									
		検査官チェック																																										
6	発電所	床面 窓(4箇所)	年1回 年1回																																									
		検査官チェック																																										
7	第1燃料庫	床面 窓(2箇所)	年1回 年1回																																									
		検査官チェック																																										
12,15	西観測所 西観便所	床面・トイレ・換気扇 床面ワックス 窓(7箇所)	年1回 年1回 年1回																																									
		検査官チェック																																										
13,16	東観測所 東観便所	床面・トイレ・換気扇 床面ワックス 窓(5箇所)	年1回 年1回 年1回																																									
		検査官チェック																																										
17	整備室	床面・トイレ・換気扇・鏡 床面ワックス 窓(10箇所)	年1回 年1回 年1回																																									
		検査官チェック																																										
18	管制所	床面・トイレ・換気扇・鏡 床面ワックス 窓(21箇所)	年1回 年1回 年1回																																									
		検査官チェック																																										
19	発電機室	窓(2箇所)	年1回																																									
		検査官チェック																																										
20	調整所	床面・トイレ・換気扇・鏡 床面ワックス 窓(4箇所)	年1回 年1回 年1回																																									
		検査官チェック																																										

検査官